

## ぐんま難病ピアサポート事業実施要項

令和6年3月1日制定

### (目的)

第1条 ぐんま難病ピアサポート事業(以下、本事業という。)は、難病患者やその家族等(以下「難病患者等」という。)に対して、難病療養者、その家族及びそれらの支援者を「ピア(仲間)サポーター」として、傾聴を主とする共感的支援(以下「ピアサポート」という。)により、難病患者等が抱える不安やつらさを和らげ、療養生活の質を向上させることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、群馬大学医学部附属病院患者支援センター内に設置された難病相談支援センターとする。

### (ピアサポーター)

第3条 難病相談支援センターが開催する「ぐんま難病ピアサポーター養成研修会」を受講、修了した者のうち「ぐんま難病ピアサポーター登録申込書」(様式1)及び「個人情報保護に関するお願い」(様式2-1, 2-2)を提出した者をぐんま難病ピアサポーターと登録する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、登録を抹消する。

- (1) 登録抹消を希望したとき。
- (2) 連絡が取れないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) ピアサポート活動の遂行に支障があり、またこれに堪えられないとき。
- (5) 群馬大学医学部附属病院患者支援センター長(以下患者支援センター長)をはじめとする関係者の協議により、ピアサポーターとしてふさわしくない行為があったと認められたとき。

### (活動場所)

第4条 活動場所は、群馬大学医学部附属病院及び依頼された派遣場所とする。

### (活動内容)

第5条 活動の内容は次のとおりとする。

- (1) 難病患者の不安や悩みに対して、傾聴を主とした相談対応
- (2) 難病サロンにおける傾聴を主とした相談対応
- (3) その他病院等が実施する行事における傾聴を主とした相談対応
- (4) 医療看護等の教育機関における体験発表

### (活動にかかる費用)

第6条 ピアサポートは、ボランティアとして無償で行う。ただし、第5条(4)については、依頼先が別途定めるところとする。

### (守秘義務)

第7条 ピアサポーター及び病院等は、本事業の実施で知り得た個人情報についてその重要性を認識し、利用者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報保護法に基づき、適正に管理する。

### (関係機関との連携)

第8条 難病相談支援センターは、事業の実施に当たって有効かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を図るとともに、本事業の実施について協力を求めるものとする。

### (雑則)

第9条 この要項に定めのない事項については、別途関係者で協議のうえ、決定するものとする。

附則 この要項は、令和6年4月1日から施行する。